

訪問リハビリ利用料のご案内

1日40分で訪問しております。

単位:円

要介護 1～5	訪問 リハビリテーション費	サービス提供体制 強化加算 I	移行支援加算	リハビリテーション マネジメント加算 (ロ)	施設医師による リハビリ計画書説明
	1回20分 308単位 ※週6回まで利用可能	1回20分 6単位	1日につき17単位	1月につき213単位	1月につき270単位
	616 <small>(308単位×2回)</small>	12 <small>(6単位×2回)</small>	17	213	270
	短期集中 リハビリテーション 実施加算	認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	口腔連携強化加算	退院時共同指導加算	
	<small>退院・退所後及び新規認定後 3ヶ月以内 1日につき200単位</small>	<small>退院・退所後及び新規認定後 3ヶ月以内 1日につき200単位</small>	<small>月1回限度 50単位</small>	<small>退院時1回を限度 600単位</small>	
	200	240	50	600	

単位:円

要支援 1・2	訪問 リハビリテーション費	サービス提供体制 強化加算 I	短期集中 リハビリテーション 実施加算
	1回20分 298単位 ※週6回まで利用可能	1回20分 6単位	<small>退院・退所後及び新規認定後 3ヶ月以内 1日につき200単位</small>
	596 <small>(298単位×2回)</small>	12 <small>(6単位×2回)</small>	200

※上記表は、40分(20分×2回)、1割負担の場合の単位表となります。

※利用開始前と3ヶ月毎の施設医師の診察が必要となります。診察を行わなかった場合、訪問リハビリテーション費より50単位の減算となります。

※利用開始前と利用者様の状態に変化があった場合にかかりつけ医の診療情報提供書が必要となります。

※要介護の場合は、退院・退所後より3ヶ月以内は週12回まで利用可能です。

※要支援の場合は、開始月より起算して12ヶ月以上利用の場合は30単位の減算となります。

但し、3ヶ月に1回以上会議を行い、リハビリテーション計画書の見直し及び厚生労働省への提出を行うことで減算はなしとなります。

※地域区分による加算として、上記の料金に3.3%を乗じた金額が上乘せされます。

※ご利用者様ごとに加算の算定内容が違う場合があります。

※介護報酬の改定に伴い、料金の変更がある場合がございます。

介護予防・日常生活総合支援事業のご案内 (※津市在住の方対象)

要支援 事業対象者	利用者負担	事業費
	400 円/回	522 単位/回

※1回あたり40分以上。
※1月につき20回まで算定可能。